

建設労働組合による災害時の 労働者供給事業

——全建総連による全木協・応急仮設木造住宅建設事業を事例に

惠羅 さとみ

はじめに

- 1 なぜ建設業において労働者供給事業が拡大しなかったのか
- 2 応急仮設木造住宅建設事業と労働者供給事業——経緯・理念・事業拡大
- 3 全木協における労働者供給事業の運営内容と労働条件
- 4 建設業で労働者供給事業が可能となっている諸条件
おわりに——今後の課題と展望

はじめに

本稿では、建設業における労働者供給事業を取り上げる。労働者供給事業は1947年の職業安定法施行以来、ながらく労働組合等に認められてきた事業であるが⁽¹⁾、建設労働組合による労働者供給事業は、2011年以降に取り組まれるようになった比較的新しい領域である。表1の通り、建設分野では2010年度まで供給実績はなく、2011年度以降になると、供給実績が継続するようになっている。この背景には、2011年東日本大震災の際の応急仮設木造住宅建設事業をきっかけとした、一般社団法人全国木造建設事業協会（以下、全木協）と全国建設労働組合総連合（以下、全建総連）の取り組みがあった。

この10数年間、全建総連やその加盟県連・組合による労働者供給事業の経験が蓄積される中で、様々な課題が指摘されるようになってきている。しばしば言われるのは、建設業では請負慣行が存在しているために、雇用を前提とした働き方は普及が困難であるという点である。特に労働者供給事業の主な対象となっている大工職は、一人親方や手間請け、そして「応援」といった働き方が浸透しており、雇用ではない形で労働力を柔軟に融通し合ってきた。しかし、2000年に64.7万人であった大工の数は2020年には29.8万人と半減し、60歳以上の比率が42.9%、30歳未満の比率が7.2%

(1) 職業安定法において「労働者供給」とは、「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、～労働者派遣に該当するものを含まない」（第4条）ものであり、これを業として行うことは禁止されているが（第44条）、「労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる」（第45条）と定められている。

と急速に高齢化が進行している（総務省「国勢調査」数値より）。既存のしくみではすでに大工職の世代継承が成り立たなくなっていることは明らかである。ゆえに、これまで大工職を組織の主要な構成要素としてきた建設労働組合としても、新規入職者が見込める産業を目指して仕事と生活の安定を求め、その改善策の一つとして労働者供給事業を運動の中に位置づけるようになってきている⁽²⁾。そして実際に事業が開始されてみると、参加人数は一貫して拡大しているとはいえないものの、大工の労働市場の規模からすれば一定程度の機能を果たすようになってきている。労働者供給事業が開始されたからといって、既存の雇用／請負慣行をそのまま代替しうるわけではない。しかし、他の労働者供給システムと競合しつつも、なぜ建設労働組合は労働者供給事業を運営・継続することが可能なのか⁽³⁾。本稿の目的は、現在、建設業において労働者供給事業を成り立たせている諸条件を明らかにし、建設労働組合が実施する労働者供給事業の意義を考察することである。

以下では、まず第1節で建設業において労働者供給事業が拡大しなかった歴史的要因について整理する。次に、第2節で全木協の応急仮設木造住宅建設事業と労働者供給事業に関する経緯・理念・事業拡大について、そして第3節で労働者供給事業のしくみや労働条件について概観する。これらの制度的な全体像を把握した上で、第4節においては建設業で労働者供給事業が可能となっている諸条件に着目し、そこでは具体的に何がどう機能しているのか多面的に考察する。おわりにでは、要点を整理し、今後の展望と課題について述べる。

1 なぜ建設業において労働者供給事業が拡大しなかったのか

そもそも建設業にとって労働者供給事業が本質的に不適切なシステムであるわけではない。建設労働組合による労働者供給システムが発達した例としては、米国のユニオン・ハイアリングホールが挙げられる。米国では歴史的に、公的見習い制度による資格付与に基づき、労働組合が技能労働者の供給を独占してきた。この労働力供給をめぐる統制力ゆえに、米国の建設職種別労働組合は、

表1 労働者供給実績（「建設の職業」）

年度	供給実人員	供給延人員
2009年	0	0
2010年	0	0
2011年	1,185	1,185
2012年	750	956
2013年	833	1,447
2014年	687	6,757
2015年	59	5,875
2016年	526	24,968
2017年	59	9,458
2018年	946	13,551
2019年	571	11,560
2020年	581	19,664
2021年	58	1,372
計	6,255	96,793

出所：厚生労働省「労働者供給事業報告書」各年度数値より作成。

(2) 例えば全建総連は第63回定期大会議案（2022年10月）の賃金対策の中に「6つの領域を中心とした労働協約締結の展望を切り開く運動」を提示しており、労働者供給事業はその一領域として位置づけられている。

(3) 労働者派遣法では建設現場での業務は派遣禁止とされているため、主な競合システムとしては請負慣行ということになる。業界側を見ると、近年では「グリーンサイト」などの横断的現場運営システムなどを通じて使用者（資本）による現場従事者の囲い込みも進められているが（山根2012）、請負ありきのビジネスモデルからの脱却として労働者供給事業が新たな採用・選別機能として企業の労務管理を変えていくことも期待されている（本田2020）。

伝統的職種・新規職種いずれにおいても、歴史的に高い交渉力と賃金水準を維持してきた（恵羅 2021：81-88）。

日本の戦後の労働法制は、GHQの下での独占財閥の解体と労働の民主化を図るための労働組合の育成方針から出発している。特に建設業における「労働ボス」の排除と組合結成の促進は、業界からも「あきらかに当時のGHQはボス制度排除のために労務者を組織化し、これに労務供給権を与えるというアメリカ建設業の方式を日本においても実施しようと考えていた」（全国建設業協会編 1968：15-16）と捉えられるような積極的なものであった。

このような戦後の政策にもかかわらず、日本で労働者供給事業が発展しなかった背景には、伊藤（2009）が指摘するように複数の要因が存在する⁽⁴⁾。第一の要因として指摘されているのは、戦後日本の労働組合運動は企業別労働組合が主流となったことである。それに対して、全日土建や全日自労、そして全建総連の前身である土建総連などの建設労働組合は例外的に日雇労働運動を担ってきた。しかし、その運動の中心は日雇健康保険法やその「擬制適用」⁽⁵⁾、そして日雇健康保険法の廃止に伴う建設国保の拡充であった（伊藤 2009：31-32）。つまり、企業別とは異なる労働市場統制や労使関係の構築に焦点が当てられることはなかったのである。浅見（2010）は、全建総連の組織と運動を五つの諸時期に分類しているが、第一期組織化期（戦後直後）から第四期建設国保の確立期（1970年代末～1990年代末）までの運動は主に「相互保険」機能と「法律制定」機能を重視した運動であり、賃金運動も組織内の協定賃金に留まるものであった⁽⁶⁾。また椎名（1986）は、全建総連の組織の複合的性格の一つとして、組織内に階級・階層別の多面的構成を持つことを指摘しているが、その歴史的背景を1950年代の建設労働組合運動の組織的分離までさかのぼっている。椎名によれば、その組織化は、戦前の「労務報国会の看板を塗りかえた組織や太子講⁽⁷⁾」的組織を労働組合の名のもとに広範囲に産業別の形態で連合し、統一していく過程⁽⁸⁾であり、また労働組合法上の規定における町場⁽⁸⁾の組合の位置づけについて、「労働委員会が『企業的でない』棟梁、一人親方を含む『建築労働者の組合を労働組合であると認めた』という経緯」がある（椎名 1986：142-144）。つまり戦後の建設労働組合運動においては、特に町場を基盤とする全建総連のような労働組合では、使用者と労働者が明確に分離されず、労使関係と労働協約に基づく労働者供給事業が成立するような枠組みが確立されずにいた時期が長かった。

第二の要因として指摘されているのは、政府による非正規労働者の雇用政策・社会保障政策の不在と、労働者供給を行う請負会社の復活である（伊藤 2009：32）。建設業において請負慣行が復活した背景には、戦後のGHQの労働政策に対する建設業者団体による度重なる反対の嘆願・陳情が

(4) 伊藤は、本節で取り上げた二つの要因以外にも、「労組労供は企業にとって使い勝手の良い制度ではなかったこと」、「社会・労働保険制度が不十分であるうえに、たとえ社会・労働保険に加入しても十分な給付をうけられない」こと、「仕事を安定的に確保することが困難であること」を挙げている（伊藤 2009：31-33）。

(5) 「日雇労働者健康保険法」は適用範囲が従業員規模5人以上の事業所となっており、零細親方の下で働く職人の多くが除外されていた。運動の結果、行政措置により「擬制適用」という形で、組合を事業主とみなして職人・一人親方に適用されることになった。

(6) 大手資本との交渉は、第五期団体交渉機構・労働協約の取り組み（1990年代半ば～）以降である（浅見 2010）。

(7) 太子講とは、建設職人が結成する同業組合のこと（筆者注）。

(8) 町場とは在来軸組工法を主な施工方法とする小規模戸建住宅部門を指す。

あった。例えば、1948年に建設業者団体は、「企画または技術」を提供し、単に筋肉労働だけを提供しようとするものではないものは、たんなる搾取的親方でない」（全国建設業協会編1968：16-17）ことに理解を求めている。また1949年には「職安法改正に関する意見書」を建設省と労働省に提出し、大工について手間請けなど主材料を負担しない場合でも下請を合法とするように主張している（椎名1991：119）。1952年には請負の要件を定めた職安法施行規則4条が改定され、「『専門的な企画、技術』を『企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験』に改め」、「『専門的な経験』とは『大工の仕事で10年もすれば、大抵の大工仕事はできる』と解釈」された（伊藤2009：32）。下請制の温存に際しては、親方を中心とした熟練労働者集団の存在がその正当性の根拠にされたのである。その一方で、建設労働組合運動の中に熟練労働者の育成機能が明確に位置づけられることはなかった。その結果、請負慣行の下で熟練労働者は基本的には個々の使用者に囲い込まれることになり、建設労働組合による技能労働者の独占と供給は実現されてこなかったといえる⁽⁹⁾。

以上、労働者供給事業がなぜ拡大しなかったかについて、戦後の建設労働組合運動の文脈から整理した。現在、日本の建設労働組合連合の最大組織は、62万1935人（2022年6月末）⁽¹⁰⁾を組織する全建総連（1960年設立）である。全建総連は、都道府県ごとに組織された53県連・組合の連合体であり、上記のような枠組みに規定されながらも、地域別一般労働組合として、組合員の拡大を運動の中心に掲げてきた（道又・木村1971：61）。

以下では、そのような組織の特徴を持つ全建総連とその加盟県連・組合が実施する2011年以降の労働者供給事業を対象に、その内実について分析していきたい。

2 応急仮設木造住宅建設事業と労働者供給事業——経緯・理念・事業拡大

全建総連が労働者供給事業に着手したきっかけは、2011年3月11日に発生した東日本大震災の際の応急仮設木造住宅建設事業である。同年4月8日に「ふるさととはふるさとの人と手で」を理念に「応急仮設木造住宅建設協議会」（以下、協議会）が一般社団法人工務店サポートセンター（現一般社団法人JBN・全国工務店協会）⁽¹¹⁾・全建総連・公益社団法人日本建築士会連合会の三者で設立され、そこが中心となって福島県・宮城県・岩手県の応急仮設住宅の公募に申請し、その結果、福島県において地元工務店「エコ・ビレッジ」を主幹事工務店として約1,000戸の応急仮設木造住宅を建設した。当初、被害の大きさから通常のプレハブ住宅では充足できないことが予想されたため、国土交通省から全建総連などへの依頼打診があり、それに応えるかたちで本事業が開始されて

(9) 1967年に大手元請各社による日本建設業団体連合会（日建連）が設立され、業界による労働対策として提示されたのが、1970年の「労働力プール化構想」であった。この時、職別労働組合による労働者供給事業や賃金取り決めについて積極的に肯定する経営層もいたが、結局、労働組合運動の活性化への警戒などもありこの構想は実現されなかった（佐崎1995）。

(10) 全建総連ウェブサイト、「全建総連について」掲載数値（2023年9月25日閲覧、https://www.zenkenoren.org/zenken_page/）。

(11) 2009年全国中小建築工事業団体連合会（全建連）により一般社団法人工務店サポートセンター設立、2012年一般社団法人JBN・全国工務店協会に改称。会員数3,000社の日本最大の工務店組織。

表 2 全木協応急仮設木造住宅による建設および労働者供給実績

	東日本大震災	熊本地震	西日本豪雨	長野県台風 19 号	熊本豪雨
発生年	2011 年	2016 年	2018 年	2019 年	2020 年
建設戸数	1,080 戸	563 戸	250 戸	55 戸	612 戸
仮設団地数	8 団地	29 団地	7 団地	2 団地	18 団地
団地当たり平均戸数	73 戸 (最大 202 戸)	19 戸 (最大 68 戸)	36 戸 (最大 74 戸)	27 戸 (最大 32 戸)	34 戸 (最大 113 戸)
主幹事工務店	エコ・ビレッジ	エーコープ熊本	新日本建設 (愛媛) 綾野工務店 (岡山) 橋本建設 (広島)	小林創建	エバーフィールド
主幹事・幹事工務店数	5	19	18 (愛媛 11 岡山 3 広島 4)	3	18
就労者数	403 人	448 人	399 人	210 人	492 人
延べ人工数	7,924 人工	14,467 人工	3,863 人工	1,503 人工	約 16,000 人工
協力県連・組合数	23 県連・組合	30 県連・組合	25 県連・組合	17 県連・組合	31 県連・組合
工事工期	約 10 カ月	約 6 カ月	約 2 カ月	約 1 カ月	約 5 カ月

出所：高橋（2021）図表 2 を参照して作成。

いる⁽¹²⁾。その際、全建総連は 5 月 30 日に労働者供給事業の認可を取得し、延べ 7,924 人工⁽¹³⁾の労働者を供給している。その活動を引き継ぎ、同年 9 月 1 日には、一般社団法人工務店サポートセンターと全建総連の二者によって、全木協（一般社団法人全国木造建設事業協会）が結成された（建設政策研究所 2011、高橋 2021）。

協議会の設立の背景には、既存の組織的・人的なネットワークと地域にかける想いがあった。震災発生時、工務店サポートセンターも全建総連も被災地に支部や加盟組織を持っていたことから、被災者でもあり組織役員でもあるメンバーから震災直後の情報が入ってくる状況であった。まもなく、工務店サポートセンター内には東日本大震災対策本部が設置され、現地の役員自身が本部長となって情報収集にあたるようになり、全建総連内には支援対策本部が設置され、現地の福島県建設労働組合連合会（全建総連福島）の委員長が大きな役割を果たすようになっていった（建設政策研究所 2011）。協議会は、被災地における地域材の活用と地域の雇用確保・仕事創出を重視して、経済再生と生活再建を中心に据えたコンセプト「地域にお金を回す」を掲げ、主幹事工務店は利益確保を優先しないという方針を取った。そして労働者については、被災地からの雇用を優先し、不足の場合は全国支援することとした。労働協約上の賃金は、被災前の福島県の大工平均賃金の相場である一日 14,000 円を大幅に上回る 20,000 円と設定された。これは、従来から応急仮設住宅の建設を独占してきた大手住宅メーカーなどから構成される一般社団法人プレハブ建築協会が下請協力会社を通じて支払っていた賃金相場である「交通費・宿泊代込みで一日 15,000 円・20,000 円」を大幅に上回るものでもあった（徳本 2012）。

また、全木協は結成後、東日本大震災時の経験を踏まえて、各都道府県や指定都市との災害協定締結運動に取り組み、2022 年 8 月末時点で、計 40 都道府県・10 指定都市との間に災害協定を締結

(12) 2023 年 3 月 31 日実施、全建総連の全木協・技能統括本部長ならびに書記次長への聞き取り調査より。

(13) 人工（にんく）とは、1 人が 1 日作業した場合の件数のこと（労務費の単位）。例えば 1 日 5 人が作業した場合は 5 人工となる。

している（全国木造建設事業協会 2022）。当初、JBN や全建総連の認知度は全国組織ゆえに低く、全木協としては必死な思いで締結の要請に回ったというが、その後、締結数の増加に伴い反応が変化したこと、また木造の仮設住宅に対する住民からの高い評価があったこと、各地域に全木協の都道府県協会が作られて自治体要請を実施したことなどから、災害協定は急速に広がっていった⁽¹⁴⁾。全木協が中心となって木造の応急仮設住宅を地元工務店と大工が建設するというこの体制は、2011年の東日本大震災以降、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨、2019年の長野県台風19号、2020年の熊本豪雨においても採用されている。その建設実績と労働者供給実績は表2の通りである。

3 全木協における労働者供給事業の運営内容と労働条件

図1は全木協の応急仮設木造住宅建設の基本スキームである。労働者供給事業の実施にあたっては、全建総連と主幹事工務店が労働協約書を締結し、全建総連が地元組合や他の地域組合を通じて組合員労働者の募集確保を行った上で、主幹事工務店に労働者を供給する。労働協約書では、主幹事工務店は組合員労働者と労働契約書を締結し、作業場の安全確保を行い、組合員労働者の宿泊費および県外からの往復交通費、県内からの交通費を負担し、協約賃金を支払うことなどが定められている。また労働者の供給先での労働条件については、別途「全木協・労働者供給事業における統一就業規則」に準拠するとされており、期間社員の就業規則として、全六頁第1条から第25条にわたる詳細な規則が定められている。主幹事工務店は突如、短期間のうちに何百人も雇用することになるため、これらの雛形を整理することで労働法等に準拠した労働条件を担保するためである。また、主幹事工務店は、労働者供給事業における使用者である他にも、県庁との打ち合わせ、資金調

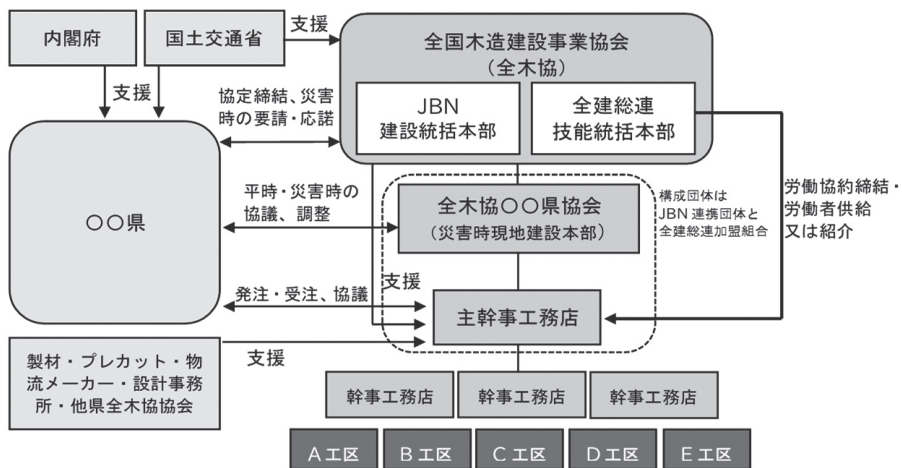


図1 災害時の応急仮設住宅建設の基本スキーム図

出所：全国木造建設事業協会（2022）9頁掲載図を参照して作成。

(14) 注12に同じ。

表3 全木協の応急仮設住宅供給における労働条件

	内容
対象職種	大工、手元（土木職：杭打ち、トレンチ掘削、パイプ埋設、板金、大工以外の建設業従事者等）。但し、車両系建設機械、プレーカーの有資格者のある手元は大工職の賃金とする。
実務経験・年齢	大工：実務経験3年程度以上、上限70歳程度 手元：上限60歳程度
賃金	大工等23,000円～32,000円/日（CCUSレベル別）手元19,000円/日 ・休日（現場指定含む）は賃金支払いの対象外。 ・着工遅延による賃金補償は10,000円程度。
交通費	県内交通費 ・一律1日1,000円。賃金と共に振り込み
労働時間	8:00～18:00（片付け時間含む。休憩120分） ・夏季の場合、1時間延長（時間外手当） ・施工最終日は早めに終了の場合あり。
労働期間	原則3日以上（1日でも可）、他県からの従事は原則7日以上

出所：全国木造建設事業協会（2022）11頁掲載表より。

達、配置計画作成、図面・設計図、資材発注、幹事工務店や協力業者とのやり取りなど多面的な役割を担っていることから、実際の施工段階における一連の現場管理は幹事工務店が工区ごとに担うことになっている（全国木造建設事業協会2022）。

労働条件は、事業実績を重ねる中で見直され、2023年3月現在、表3の通りである。東日本大震災の際は大工20,000円だった日給は引き上げられ、下限23,000円～上限32,000円のCCUSレベル別に設定された。CCUS（建設キャリアアップシステム）とは、建設業界の統一的な技能者就労履歴システムで、評価に根差した処遇改善を目的として、2018年4月より一般財団法人建設業振興基金を運営主体として運用されているものである。全木協では、2020年熊本豪雨の際に初めてCCUSのモデル現場が複数設定され、カードリーダー設置の他、スマートフォンアプリでの情報蓄積の取り組みが行われた（徳森・小林2020：4）。

4 建設業で労働者供給事業が可能となっている諸条件

では、建設業において、このような新たなスキームによる労働者供給事業が可能となっている様々な条件について考察していく。

(1) 需要の大きさと組織力

まずなによりも、需要の大きさとそれを送り出せる組織力である。そもそも労働者供給事業を始めても供給先からの需要がなければ続かない。災害時の応急仮設木造住宅の場合は、短期間のうちに次々と労働者を供給しなければいけないという逆の課題があり、全建総連にはそれに答える組織力が備わっていた。

例えば、2018年西日本豪雨の際は、愛媛・広島・岡山三県が被災したため、まず全建総連本部

が被災県の県連・組合で募集し、その不足状態を見た上で広域支援として各県連・組合を通じて募集・登録を行っている。当初は四国と九州で確保する予定だったが、西日本は災害続きだったこともあり関東まで広げることになった（協力したのは25県連・組合、組合員計399人）。このような募集をめぐる量的・地理的な調整も全国組織である全建総連だからこそできることである。その結果、被災三県で確保した組合員は、愛媛県64人、広島県73人、岡山県68人の計205人となり、残りの194人は他の都道府県からとなった⁽¹⁵⁾。短期間で複数県・複数現場への3,863に上る人工の投入とその調整は容易なことではない。中には3日だけという人や1週間の予定で入ったが急用で帰る人などもおり、愛媛県一つをとっても手配した宿泊施設は大小約20カ所、予約やキャンセルにも多くの労力が取られ、実際にキャンセル料も発生している⁽¹⁶⁾。全建総連本部はこれらの業務を行うため、災害発生時に各専門部の担当書記を集めて体制を取り、被災地に入れ代わり立ち代わりで常勤を二人配置して対応している⁽¹⁷⁾。

また、被災地から集めるといっても、災害の規模によって動きやすさも異なる。例えば、2011年東日本大震災のような大規模災害の際には現地の工事が皆ストップしてしまうため逆に集まりやすく⁽¹⁸⁾、2020年熊本豪雨の時は熊本市内は被害を受けておらず通常の仕事が動いている状態だったために地元から人を集めるのが困難であった⁽¹⁹⁾。実際、筆者が聞き取りを行った従事者⁽²⁰⁾は、平時の請負的な働き方との葛藤について、以下のように述べている。

（一緒に働いている親方が）「しかたなか」って言って。最初はしぶしぶっていうか、地元の仕事もあるんで、そういうのに行くと、今までの付き合いを蹴る、優先せなもんで、合間みて1週間行って、2週間行って、という形でとぎれとぎれに入ったんですね。（A氏）

ちょうど今しよる仕事があった、「ちょっと待って」って（地元の工務店に頼んで）、待たれんところは「違う大工さんに頼んでください」って。「そっちが切れたらこっちに帰って来てもこっちはないよ」って言うけん、「それはしょうがなかです」って。相当覚悟はいるですね。（B氏）

このような心理的葛藤の一方で、地元の従事者の応急仮設木造住宅建設に対する想いは強く、また組織に対する使命感も存在している。

（被災地は）高校3年間お世話になった土地柄だったんで、お世話になった分、なんか恩返しができたらなと思って。一刻も早く上げて、被災された人達を助けたいという意識はあったと思いますね。（A氏）

（組合）本部の委員もしよるし、一人で手間請けしよるけん、自分で仕事は決めるけん、結構使命感もある。（B氏）

一方、不足時に広域から集めるということも、全建総連による組織的な労働者供給事業だからこ

(15) 全建総連資料「応急仮設木造住宅 各県連・組合の労働者供給実績」数値より。

(16) 西日本豪雨における取り組みについては、建設政策研究所（2018a）を参照。

(17) 注12に同じ。

(18) 実際に福島県では800人を目標に募集を始めたが、すぐに800人強の登録があった（建設政策研究所2011：4）。

(19) 注12に同じ。

(20) 2023年6月24日実施、熊本県建築労働組合の組合員3名への聞き取り調査より。聞き取り対象の概要は表3参照。

そでることである。例えば、競合相手であるプレハブ建築協会は大手住宅メーカーによる応急仮設住宅のため、協力工務店を通じて全国的な動員が可能となっている。それとは対照的に、地域の中小工務店が通常時の仕事を止めて広域的に社員大工や請負大工を送ることは難しい。その点、全建総連は地域の県連・組合やその支部を通じて組合員とつながっているため、個々の従事者の仕事の空き具合によって調整ができる体制にある。実際、2011年東日本大震災の際に公募を打診されたとき、全建総連の中では協力する工務店と請負でやるということについて「とてもじゃないけどできない」という反応であった。一方、労働者供給事業という制度に対する認知は存在していたために、「災害時って考えている時間がそもそもない」中で、新たな事業に踏み出すことになった⁽²¹⁾。

請負でやるか労供でやるか、選択肢とすると2つあったと思うのですが、やはり組合として請負で斡旋するよりもちゃんと賃金なり金額を定めて就労してもらうというのが必要ではないかと（考えた）。⁽²²⁾

そして実際に運営してみて、労働者供給事業でやるべきだという認知が広がり、働く者の権利を守りながらより良い賃金で働くことの意義が地域組織や組合員に実践的に理解されていったという。全建総連の現在の全木協・技能統括本部長は、2011年当時は神奈川県建設労働組合連合会に所属しており、全建総連から傘下の県連・組合に労働者供給事業の募集の話が来た際、広域支援の中では最も多い100人を各支部から集めている⁽²³⁾。

また、事業の継続についても組織力がものをいう。例えば2011年東日本大震災と2016年熊本地震の時は5年間事業のブランクがあるが、その間も、労働者供給事業の従事者は組合員として組織に残っていた。それもあり、例えば2020年熊本豪雨の際には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で移動に地域制限が課せられ、大工の確保はこれまで以上の苦労があったものの、各県連・組合による就労経験者リストが活用され、青年部ではLINEアプリを使った呼びかけが行われるなどの取り組みがなされた。その結果、これまでの事業と比べても最大の就労者数・人工の事業となり、コロナ禍で仕事不足に陥っていた一人親方の就労確保につながった面も指摘されている（高橋2021）。

(2) 災害時に大工が果たしている役割

次に大工が災害時に果たしている地域貢献について触れたい。被災地で労働者供給事業に参加する大工の多くは自身や近隣住民が被災者であり、災害発生直後から様々な対応を行っている。例えば『建設政策』⁽²⁴⁾ 168号に掲載された「熊本地震 現地取材」記事には、ブルーシートがけを行う組合員D氏の以下の談話が紹介されている。熊本地震では2016年4月14日夜と16日未明に震度

(21) 注12に同じ。

(22) 同上。

(23) 同上。

(24) 複数の建設労働組合が団体会員となる特定非営利活動法人建設政策研究所（1989年11月設立、2004年法人化）が発行する隔月刊誌。研究者だけでなく組合組織やその役員による運動・活動報告や論考が多く掲載されている。

7の地震が発生した。組合員の中には自宅が全壊・半壊で揺れもおさまらないためにテントや車中、避難所で生活する者もいる中で、14日地震発生直後から屋根瓦への被害に対するシートかけの需要が発生している。D氏は、例年、台風被害の工事をしてきたことから、付き合いのあるお客さんや近隣からの依頼で、「ずっと屋根の上に上ってます。シートかけだけです。シートをかけていると、近所の人から『うちもかけてもらえませんか』と声をかけられる」(p.17)という状況であった。何カ所も橋が落ちていることから数は思うようにこなせないものの、梅雨と台風の季節を控え、1日3～4軒、3週間ですでに50軒は無償でシートかけを行ってきたという（建設政策研究所2016）。

大工が災害時に瞬時に動くのは大規模被災地だけではない。頻発する台風による風水害への対応は、各地の組合の平時の活動においても展開している。きっかけはやはり1995年阪神淡路大震災、2007年中越沖地震、2011年東日本大震災などの大規模災害であった。例えば千葉土建一般労働組合は、2007年3月に千葉県災害ボランティアセンター連絡会の発起団体となっているが、2019年には台風15号の上陸翌日に千葉県災害ボランティアセンターが開設され、甚大な被害を受けた県内のみならず全建総連を通じて首都圏の組合員が結集して被災地でのブルーシート張りを行っている。また、埼玉土建一般労働組合では、2013年に「埼玉土建災害対策マニュアル」が作成され、市などの自治体との災害協定締結とともに、応急修理に対応できる仲間のリスト化や各支部による家具転倒防止金具の取り付けボランティアなどを実施してきたが、2019年台風19号の際には、自治体との災害協定に基づき支部ごとに家屋の修繕、土のう注文への対応、社会福祉協議会のボランティア活動への組織的参加、そして広域支援として長野県の応急仮設木造住宅の労働者供給事業に6人を供給している（東京土建一般労働組合2020a）。

このように、大工や他の建設従事者が常日頃から、頻発する自然災害に対してボランティア活動や修復・復旧作業に従事してきたことのノウハウは、大規模災害発生時の労働者供給事業へも活かされている。

(3) 町場における大工の技能

次に、木造における大工の技能について取り上げる。労働者供給事業に従事する大工は、町場の在来軸組工法の技能を身につけている。在来軸組工法はオープン工法であるため、自分の身体と道具⁽²⁵⁾さえあれば、すぐにでも現場施工に取り掛かることができるのである⁽²⁶⁾。

以下では、筆者が聞き取りを実施した、労働者供給事業に従事した経験がある大工3人を事例として取り上げる⁽²⁷⁾。聞き取り対象の概要は表4の通りである。

(25) 2011年東日本大震災の際には道具や工具が全国の組合員から寄贈されたが、全建総連が一元管理し、使い終わった現場に置いていってもらうというルールが作られた（建設政策研究所2011：4）。

(26) ゆえに幹事工務店側からしても、労働者供給事業の開始前や供給大工だけでは足りない時、また現場管理上必要な時などは、常日頃から付き合いのある大工を入れて対応し、その場合は労働者供給事業ではなく請負として幹事工務店から主幹事工務店に費用を請求する形となる。実際の現地では、労働者供給事業の雇用大工と地域工務店の請負大工が併存しつつ調整が行われていることになる（2023年5月24日実施、主幹事工務店A社の代表取締役への聞き取り調査より）。

(27) 注20に同じ。

表 4 調査対象の概要

	A 氏	B 氏	C 氏
年齢	20 代後半	60 代後半	40 代前半
入職年	2010 年	1973 年	2000 年
大工経験	12 年	50 年	23 年
現在の働き方	一人親方	一人親方	手間請け
出身	熊本県	熊本県	熊本県
労供参加回数	1 回	2 回	2 回
労供参加日数	30 日程度	3 カ月, 2 カ月	49 日, 48 日
最終学歴	工業高校伝統建築コース (3 年間)	職業訓練校建築科 (1 年間)	工業高校建築科卒業後, 専門学校建築科 (2 年間)
見習い経験	宮大工の親方の下で 3 年間	工務店の雇用大工として 3 年間	父親 (手間請大工) に弟子入り
これまで 従事した現場	在来の新築・リフォーム現場 (手刻み), マンション内装現場	在来の新築現場 (手刻み), 地元住宅メーカー現場	在来の新築 (プレカット), 大 手住宅メーカー現場 (内部造作)

全木協の労働者供給事業に参加する条件として、大工は「実務経験 3 年程度以上」と定められている。大工は一人前になるまで 5～10 年かかるとされるが、地域労働市場に経験をつんだ熟練労働者が存在しなければ、労働者供給事業は機能しない。これらの熟練労働者はどのように育成されているのか。調査対象の 3 人は、それぞれ年齢層は異なるが、いずれも建築関係の工業高校・職業訓練校・専門学校を卒業後、新卒の見習いとして 3 年間程度の見習い経験、そして入職後 10 年以上の現場経験を持っていた。また見習いからの独立後は、一人親方あるいは手間請けとして現場に従事してきた。このように、大工の労働市場においては、工業高校建築科や短期職業訓練校を別にすれば、基本的には現場におけるインフォーマルな熟練形成が行われてきた。三氏とも、そのように現場で熟練技能を身につけてきたという点では共通している。

その一方で、独立後の仕事の請け方はそれぞれ異なる。A 氏は決まった親方の下で一人親方として現場を請け負ってきた。一人目の親方の下からは 2 年で離れ、二人目の親方の下で現在まで約 7 年間仕事を続けてきた。B 氏はつながりが広く「友達ちゅうか同じ職種の先輩後輩、同級生もおったけん、ちょうど手間請が全盛期だったですものね。どここの住宅メーカーや工務店が大工さん探しておるけん、してみらんかって」というように「口利き」を通じて仕事を請けてきた経緯があり、オイルショック後の不況期に組合に加入して以降は、仲間からの情報で仕事を請けてきた。C 氏は、父親に弟子入りして一人前になった後も、一人親方という形で、一貫して父親からの仕事を請けてきて現在に至る。

これまで従事した現場を聞くと、3 人とも当初は地元工務店の在来軸組工法の現場で新築やリフォームを経験してきた。その後、A 氏はマンション内装現場、C 氏は鉄筋コンクリートパネル工法の大手住宅メーカー現場に従事しているが、いずれも内部造作の木造工事に関わり続けている。そのような平時の仕事と比較して、労働者供給事業の現場施工については、A 氏と C 氏が以下のように印象を述べている。

基本的にはやっていることは普通のいつもやっていることと変わらなかった。ただ規模がちょっと違うだけで。(A氏)

問題なく、木造もやっていたので分かる。(略) (大手住宅メーカーからの仕事が止まって) さあどうしようかってときにちょうどあったものだから、ほんと助かりましたね。(大規模現場で他の人と一緒に働くことについても) 全然問題なく、なんていうか同じ大工さん。(C氏)

このように、大工であれば現場施工に加わることはすぐにできる。加えて、最初の1回に参加すれば、次からの参加がしやすくなる側面もあり、C氏曰く、「2回目はもう行ったらすぐできます、頭にもう図面入っている感じ」と、物事が効率化されていくことが分かる。

(4) 現場の生産性および木造住宅の技術的特徴

このような大工の技能のあり方は、木造住宅自体の技術的特徴とも結びついている。かつてプレハブ建築協会が独占していた応急仮設住宅建設に全木協が参入し、そして事業を拡大できた理由も、この在来工法が持つ効率性や技能の汎用性、そして品質の向上性にある。

まず、全木協の事業の生産性は予想以上に高く、且つ品質も確保されるということが、2011年東日本大震災の際に明らかとなっている。例えば、『建設政策』139号に掲載された対談記事には、以下のように詳しい現場実態が紹介されている。当初、雇用となれば、現場の能率が下がるのではないかという懸念があった。作業の早さ如何にかかわらず、誰でも一律の賃金となるからである。しかし蓋を開けてみれば、十分に採算が取れるということが分かったのである。その理由として挙げられているのは、第一に、職人のプライドである。職人は大勢で働くと「みっともないことができないという意識が働く」(p.6) ため、手抜きをすることがなかった。第二に、職人の競争意識である。賃金は一律であれ、「坪2人工で請けさせたら慣れた大工であればものすごく稼げる」ということが明らかな現場において、常日頃から請負で働いている職人たちは「技術と時間を競争する方向でまとまった」(同) ののである。第三に、現場の規律のあり方である。請負であれば、ある程度の自己裁量での働き方が可能だが、雇用となるとそうはいかない。当初、現場では遅刻、能率や出来の違い、適当にやる人が出てくるなど、「異様な雰囲気」「口に出したら喧嘩になるから出さないけど、面白くない」(p.5) という状況も発生していたが、「叱り飛ばしたらいいという問題ではない」(同) ということで役員が相談して決めたルールが「レッドカード方式」であった。現場監督の注意がレッドカードで、2枚出されたら退場とされ、上記のような問題はなくなっていったという(建設政策研究所2011)。

実際に、筆者の聞き取りでも、前出A氏が、大規模な現場における能率の向上について、以下のように、他の人から学ぶという利点を述べている。

(経験としては) 良かったですね。普段自分たちは(親方の下で) 4人だけで動いている(が)、大きな現場、大きな仕事になるといろんな大工さんが動いているけん、勉強になりましたよね。いろんなやり方があって。

親分はもうすぐ60歳、自分たちは若い方だったんで、建て方⁽²⁸⁾の方に振られて、丸一カ月くらいは

(28) 現場で建物の主要な構造材を組み立てること。木造では、土台の据付から柱、梁、棟上げまでの作業工程を指す。

ずーっと建て方でしたね。そこでバリバリされる若い方たちがいて、一緒にするなかで自分のスキルというか経験になった。

そして、品質面では、全木協以外の応急仮設住宅では雨漏り、遮音・遮熱などの性能、工事の遅れや手抜きに対するクレームが出たのと比べて、全木協の仮設木造は総じて評価が高かった。現場では被災者側の立場から様々な要望が出されるが、現場施工が基本の木造住宅ではその場ですぐに対応し、標準坪数に加えて、大小の仮設住宅を実現させ、応急のごみ置き場や濡れ縁（家の外壁から張り出した外部の床）などにも対応することができた。また木造ゆえの可変性の高さから、ロフトの設置、畳敷き、住宅の対面配置なども実現した。このような柔軟なプラン変更や追加に対して、職人は連携して対応し、品質は向上しつつも、プレハブ仮設と工期も工費も同等なままであった（徳本 2012, 佐々木 2018）。

また、材料についても木造軸組みは応急仮設住宅に適合的である。なぜなら、ツーバイフォーなどの特殊な工法と材料に比べ、在来軸組は現地で調達可能な資材であるからだ⁽²⁹⁾。在来軸組工法の木材は乾燥剤であり、少なくとも1～2カ月先の材料が現地に在庫として存在しており応急仮設住宅に転用できる。加えて、仮設木造住宅はその後の災害公営住宅等への転用も可能で、実際に、2016年熊本地震の際の集会場や談話室（59棟）の95%、応急仮設住宅の約60%がすでに再活用されている。品質向上という面では、再活用も見越した上での、木杭からRC（鉄筋コンクリート）基礎への仕様変更の事例もなされている。例えば2016年熊本地震の際は余震の多さのために木杭では傾くと判断されたこと、2018年西日本豪雨の際は愛媛県の寒冷地で住民の健康を考慮した防寒性が求められたことなどを理由として、RC基礎が採用されている⁽³⁰⁾。

これらの品質の向上性や住みやすさの配慮の結果として、木造の応急仮設住宅を求める声は高まり、この間、応急仮設住宅の木造比率は2011年東日本大震災は25%、2016年熊本地震は16%と下がったが、2018年西日本豪雨は40.6%、2020年熊本豪雨は92%と大幅に上昇している（建設政策研究所 2018a：16, 高橋 2021：17）。

以上の点から、技能的にも技術的にも、木造での応急仮設住宅は理に適っているのである。主幹事工務店 A 社代表曰く、これまで木造が広がらなかったのは、「仮設住宅はプレハブだっていう思いこみ」があったためである⁽³¹⁾。しかし現在では、全木協の関係者のみならず自治体側の認識も変わりつつある⁽³²⁾。

(29) 例えば2018年西日本豪雨の際の愛媛県では応急仮設住宅の木造比率は93.0%である。愛媛県は林業県で県産材の供給体制が充実しており、全木協と愛媛県の災害協定には他県のように「できるだけ県産材を使用する」という文言ではなく、「県産材を使用」と記されている（建設政策研究所 2018a：16）。

(30) 2023年6月24日実施、主幹事工務店 A 社の代表取締役への聞き取り調査より。

(31) 注30に同じ。

(32) 2020年熊本豪雨の際には、県住宅課から木造を中心に建設する意向が示され、被災1週間後には全木協の事業のための先行用地が確保され、着工されている（徳森・小林 2020：3）。

（5）建設労働市場の属人的特徴——職人の「自由な働き方」を束ねるもの

最後に挙げたいのが、建設労働市場において人を集める時に、何が機能しているのかという点である。これまでプレハブ建築協会が独占していた応急仮設住宅建設市場では、大手住宅メーカーが利益を優先しながら、数次の下請け協力会社を動員して全国から大工を集めていた。そこでは従来の元請・下請慣行が踏襲され、宿泊費・交通費を別枠としない労務単価の支払いが行われ、結果として現場に従事する職人の賃金は下降する構図があった（徳本 2012：31）。そして、個々の地域工務店や労働組合は、人集めや採算性においてプレハブに太刀打ちできないと思込まれていた。しかし、ここまで見てきた全木協の取り組みからは、必ずしもその従来の見方が正しいとは限らないことが明らかである。

採算性についてはすでに生産性や効率性の観点から論じたため、ここでは人集めに焦点を当て、前出の座談会の中で全建連・協議会の会長 F 氏が指摘した「大手のプレハブ、住宅メーカーでも、市場からは調達できない」（建設政策研究所 2011：7）という点について考えたい。

前述したように、筆者の聞き取り対象となった大工 3 人のうち 2 人は、常日頃の請負的な働き方との心理的葛藤に直面していた（A 氏、B 氏）。それに対し、大手住宅メーカーの手間請けをしている C 氏は、メーカーの工場が被災して止まっていることもあり、特に葛藤がなく労働者供給事業に参加していた。また 2 回目に参加した 2020 年熊本豪雨の際も、少しでも早くという気持ちで応急仮設木造住宅現場に駆けつけている。そのような心境になった一つの要因として、C 氏と元請の現場監督との関係性が挙げられる。もともと C 氏が大手住宅メーカーの仕事をするようになったのは、その前に仕事を請けていた木造住宅の工務店が倒産し、そこにいた現場監督が一級施工管理などの資格を活かして大手住宅メーカーに転職したことがきっかけであった。その現場監督について、C 氏も現場を変えたのである。C 氏曰く、

監督さんが使いやすい職人っていうのがある。新たなところに（行くときは）なるべく自分の知り合いを（連れていく）、電気屋さんとかも一緒に行きました。やっぱり監督さんとのつながりが（重要で）、住宅メーカーの中でもこの監督さんだから自分たちがその現場に行く、あの監督さんにはこの大工さんが行くっていうのがありますね。大工さんの取り合いじゃないけど。

というように、実際の労働市場においては属人的な職人の囲い込みが行われているのである。現場監督から見ると C 氏は「使いやすい」職人であるが、「結局、監督さんとの人付き合いっていうか、好き嫌いがあって」と C 氏が言うように、C 氏の側から見てもその現場監督とは安定した関係性を維持できるような間柄である。例えば、2 回目の 2020 年熊本豪雨の時は、C 氏はすでに手掛けている現場があったためにすぐに参加できたわけではなく、自分の請け負った現場を終わらせ、次に予定されていた現場を他の大工に任せることができると分かった時点で、後から労働者供給事業に参加している。その際、仕事を断ることに迷いはなかったのかと聞くと、「別になかった」という。その理由の一つは、大手住宅メーカーの仕事量的にも、現場監督の人柄的にも、帰ってきたら継続的に仕事があることが分かっていたからである。そのことは、以下の監督とのやり取りからもうかがえる。

明らかに向うが回らん、行くなつていう感じだったらいかんけど、「ちょっと行ってきますけど」って言ったら「ああそうね」って、監督さんはそんな感じだったです。

で、(監督は)電話ちょこちょこかけてきて、「いつ終わる?」「いつ終わる?」って、「まだ終わらんですよ」とか言いながら(笑)、「ああそうねえ」とか言われながら、48日間ずっと。うちはそこまで(悩ま)なかったです。

また、現場監督が所属している大手住宅メーカー企業の意向については、C氏は以下のようにあまり気に留めてはいなかった。

会社は関係なく。まあ、いつからいつまでこの予定っていうのがずっと回っていくなら会社は全然問題ないので、(その時は監督が)うまく(差配)して行きなされたんでしょ。

このような現場監督とのやり取りを見ると、災害時の全木協の労働者供給事業のように明らかに賃金等の労働条件が大手住宅メーカーより良い現場があり、かつ現場からの離脱が時限的であると分かっている場合、無理に引き留めるよりは、取立て容認し、良好な関係性を維持することが現場監督側の判断になりうるし、使用者側にはその力量が求められているともいえる。

このような個人間の交渉はB氏の場合にも見られた。B氏は坪単価の安さから大手住宅メーカーの仕事はあまり請けておらず⁽³³⁾、3社ほどの個人工務店からの請負を主な仕事としていた。その際、B氏は次の仕事をささないと言われても、「しょうがなか」と割り切って労働者供給事業に参加している。その背景には、一つの相手に依存するのではなく、常に仲間からの情報ネットワークの中で仕事を請けながら、「自分で仕事は決める」ことを優先しているB氏の働き方があった。これらの事例を見ると、確かに請負大工は企業や工務店に囲い込まれているという面もある一方で、仕事を選ぶという意味では、多かれ少なかれ「自由な働き方」が機能するような関係性がある。

このような属人的なつながりについて、F氏(全建連・協議会会長)は、かつての工務店について以下のように懐古的に言及している。

大きな現場になると自分の抱えている職人だけではできない。そんな時に人を集められるのが棟梁であり現場代理人の力だった。お金だけではなく人についてくる。今回はその頃が復活したような懐かしい思いがしました。町場の工務店もそんな力を持っていた時代があったんですよ(建設政策研究所2011:7)。

そして、そんな人物の一人として、福島現地で支援対策に当たった全建総連福島の委員長G氏が挙げられている。前出の「レッドカード方式」というアイデアの下で労働者供給事業が上手くいったのもG氏の存在が大きかったという。F氏は、自らの実感から以下のようにG氏の人格を表現している。

(33) B氏曰く、「(自分は)あまり安かのところはしよらんです。個人工務店のちょっと高めのところ(をしてる)」。
B氏自身は、組合役員をしていることもあり、賃金交渉をするときもあるが、言えば上がるところもある一方で、「もうあんたよか」と切られる場合もあるという。

私は大工と一緒に育ちましたが、彼らを指揮できる人は決して、身体が大きいとか声がでかいのではなく、黙っていても職人はついてくるという人格をお持ちなんですね。そういう人がいないとまとまりませんね（同：5）。

それは同時に、建設労働組合の源流としての「太子講」を思い起こさせるものでもある⁽³⁴⁾。その意味では、全建総連と全建連などの中小工務店のまとまりは、労使の接近という新たな意義を持つ。第1節でも述べたように、これまで全建総連の組織内では、親方層である使用者と労働者が未分化であることが指摘されてきた。それに対して、全木協の応急仮設木造住宅の事業を通じては、組織外においても新たな労使関係の構築が試みられている。時限付きの雇用関係ではあるが、それを通じて、持続的にそれを成り立たせる条件、つまり現場従事者の技能とその育成、技能の水準に見合った処遇としての賃金、そしてしばしば属人的なものによって機能する労働力の柔軟な供給のあり方が、新たな労使関係のパートナーシップの下で、あらためて議論の俎上に乗せられている⁽³⁵⁾。

以上、本節では、建設業で労働者供給事業が可能となっている諸条件について、全木協に関する既存資料、ならびに筆者の聞き取り調査の内容から整理してきた。以下では、あらためて本稿の要点をまとめた上で、今後の課題と展望について整理したい。

おわりに——今後の課題と展望

本稿では、これまでなぜ建設業においては労働者供給事業が拡大しなかったのか、そして、今なぜ建設業で労働者供給事業が可能となっているのか、という問いについて考察を進めてきた。分析対象として取り上げた全建総連の組織的特徴を歴史的背景からあらためて確認すると、第一に、組織内において使用者と労働者が明確に分離されてこなかった上に集团的交渉機構としての機能が弱かったこと、第二に、業界の請負慣行の下、技能者の囲い込みを志向せず、これまで技能育成機能を中心的に担ってこなかったことが指摘できる。

前者の問いについては、労働者供給事業は集团的な労使関係と労働協約に基づくものであるのに対して、その基本的枠組み自体が不在であったことが大きいのではないかと考えられる。その上で、後者の問い、現在の労働者供給事業をどう見るか。まず確認しておきたいことは、全木協の応急仮設木造住宅建設事業はあくまでも災害時の取り組みであり、平時に行われている労働者供給事業とは異なるという点である。

実際、全木協の経験を受けて、全建総連の各県連・組合では、民間企業等を対象とした労働者供

(34) 座談会の中で進行役を務めた藤澤好一氏（芝浦工業大学名誉教授）は「太子講というのが人を育てて賃金も協定して、声をかければ兄弟弟子、孫弟子まで組織できた。職人仲間の集結力や組織力はすごかった」と言及している（建設政策研究所 2011：5）。

(35) F氏（全建連・協議会会長）は、1967年に米国に行った際にユニオンの存在を知り、ユニオンによる労働者供給では「技量に応じて賃金が、時給できまっていた」ことについて、「この制度は、いいなとずっと思っていました」と述べている（建設政策研究所 2011：7）。新たな制度構築の必要性については、民間部門の労働者供給事業を念頭に、「職能（クラフト）」の持つ今日的な重要性という観点から別稿で論じた（恵羅 2015）。

給事業の導入が進められるようになっている。またその運動の普及プロセスも画一的ではなく、それぞれに特徴を持つユニークな試みが現在進行形で運動化されつつある。首都圏だけで例を挙げても、2012年以降の埼玉土建一般労働組合による在来軸組の大手建売企業（いわゆるパワービルダー）への供給（野本2012、佐藤2014）、2014年以降の千葉土建一般労働組合による大手ハウスメーカー関連企業への供給（海老原2015）、2018年の東京都連合会による中小零細工務店による地元建設協会との事業締結（建設政策研究所2018b）、全木協神奈川県協会における神奈川県建設労働組合連合会からの非住宅木造建築（協会建築）への供給（創樹社2022）、2018年以降の神奈川土建一般労働組合から組合内事業所への供給（東京土建一般労働組合2020b）などが次々に実施されてきた。これらの民間での取り組みは、例えば埼玉土建一般労働組合であれば、すでに開始から10年が経過しているものの現時点で動いている供給人数は数えるほどであり、急速な事業の拡大には至っていない。やはり、民間でも既存の枠組みや請負慣行の障壁をいかに乗り越えるかという課題が大きく、また同時に、全木協のような全国規模での取り組みや広域での連携の可能性という点でも未知数な部分が多いといえる。

これらの民間分野についての分析は別稿にあらためたいが、本稿で考察した全木協の労働者供給事業が成り立っている諸条件を振り返るならば、それらの条件をいかに相互に結びつけるか、という視点は有効であると考えられる。災害時・平時、公的部門・民間部門という違いはあるものの、いずれの場合においても、主要な課題は共通している。労働協約締結による労働条件改善という実践的課題は言うまでもないが、それを実現する環境をつくり出すための、安定的な供給を可能とする供給先からの需要をいかに創出し維持するか、またそれを調整する組織力をどう構築するか、準備段階として、地域における組合員従業員のプレゼンスと機動力をどう育ててネットワーク化するか、そもそも技能をいかに育成して囲い込むか、その上で、競争的市場に参入しうる生産性と効率性をいかに実現するか、そして、職人の意識や働き方にいかに沿ったものにしようのか、などである。全木協の労働者供給事業においては、既存システムに依存する形ではあれ、新たな関係性を模索しつつ、それらの条件が相互に機能していたといえる。今後の展望を考える上でも、建設労働組合の組織力は高く、すでに地域を基盤としたつながりを備えている。その一方で、労働者供給事業の中核的論理となりうる技能をめぐる育成・評価・処遇に関しては再生産がなされるほどのしくみは構築されておらず、請負慣行の下で形成されてきた熟練労働市場が急速に高齢しつつある現状がある。しかし、労使ともに認識しうる危機であるからこそ、環境としての外部要因との関係を考慮に入れる余地も生まれている。例えば、急速な職人の高齢化の下では、労働環境の整備と処遇改善は喫緊の課題とならざるを得ない。CCUSや標準労務単価づくりなどの産業政策による後押しもあり、今後、労使の距離は接近していくことが想定されるだろう。また、在来軸組工法や変化に適応しうる材料・技術の再評価と需要の創出という観点も、量的拡大の時代から質的な維持・修繕・再利用という時代へという社会の趨勢に適ったものである⁽³⁶⁾。地域に根差した建設労働組合は労使関係のみならず、自然環境から個々の顧客との関係まで、幅広い影響力を行使しうる潜在性を内包し

(36) 政策的には、2010年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（木材利用促進法）が制定され、2021年には対象が民間施設に拡大されている。

ている。労働者供給事業と労働協約というしくみが広がりその意義が認識されれば、組織の中には、職人としての自由な働き方に慣れた組合員の結節点や組織化の契機となり、組織の外においては様々な外部組織や自治体との顔の見えるつながりが増えていくことが期待される。

現在はともすれば、仕事は切れないが低い労働条件を呑むしかない請負か、仕事が切れるリスクを負いながら比較的高い労働条件の下でニッチ的に供給される雇用労働者かという選択肢を意識せざるを得ない状況がある。しかし、労働者供給事業が、時には請負を含めた地域の賃金相場も引き上げるような影響力を発揮することもあるように、多様な働き方があることを前提にしたとしても、これまでとは異なるしくみに向かって様々な循環が回り始めるきっかけとなりうるのではないかと期待したい。

そのような展望を持ちつつ、今後の研究課題としては、まずは民間での先進的な取り組み事例について、大工だけでなく他の建設職種にも目を配りながら実証分析を深めていくこと、また他産業における取り組みとの比較の視点からも建設の事例を考察すること、そして、働き方や働く人の多様化とオルタナティブな労働者供給システムという大きな文脈から労働市場論や労働組合運動論としてもあらためて捉えなおすことなどを挙げ、今後の調査研究につなげたい。

（えら・さとみ 法政大学社会学部准教授）

謝辞：本研究は JSPS 科研費 22K01887 の助成を受けたものです。また聞き取り調査の実施に当たっては全建総連の全木協・技能統括本部長ならびに熊本県建築労働組合書記長からご協力をいただきました。記して感謝申し上げます。

【参考文献】

- 浅見和彦（2010）「建設労働者・就業者の組織的結集過程と労働組合機能の発展——戦後の諸段階と展望」全建総連結成 50 周年記念事業公募論文
- 伊藤彰信（2009）「労働者供給事業の歩みと課題・展望（下）」『労働法律旬報』1704号、26-36頁
- 海老原秀典（2015）「労働者としての「働き方」への改革——労働者供給事業は労働組合の社会的使命」『建設政策』163号、2-5頁
- 恵羅さとみ（2015）「建設労働組合による労働者供給事業の歴史的意義と課題——建設労働市場論からの一考察」『建設政策』163号、14-18頁
- 恵羅さとみ（2021）『建設労働と移民——日米における産業再編成と技能』名古屋大学出版会
- 建設政策研究所（2011）「座談会「ドキュメント・被災地の労使間協力で実現した応急仮設住宅の建設」」『建設政策』139号、2-9頁
- 建設政策研究所（2016）「熊本地震 現地取材 住宅被害の大きい熊本地震——現地建設労働者が災害対応で力を発揮」『建設政策』168号、14-20頁
- 建設政策研究所（2018a）「（一社）全国木造建設事業協会・徳森岳男専務理事に聞く 西日本豪雨における木造応急仮設住宅建設の取り組み」『建設政策』182号、16-19頁
- 建設政策研究所（2018b）「講演 太田建設協会副会長・横山実氏 全建総連東京都連合会と大手建設協会の労働者供給事業について」『建設政策』179号、6-9頁
- 厚生労働省（各年度）「労働者供給事業報告書」
- 佐々木孝男（2018）「第24回全国建設研究・交流集会 分科会報告より 住まいの復興と地域住宅産業の活性化——福島仮設住宅・災害公営住宅供給の経験から」『建設政策』178号、11-13頁
- 佐崎昭二（1995）「高度成長期の建設労働研究（2）——昭和30年から45年までの時期について」『建設総合研究』44号（1）、15-44頁

- 佐藤幸樹（2014）「建設産業における労働者供給事業の意義と役割とその実践」『建設政策』154号，6-9頁
- 椎名恒（1986）「建設産業における就業構造の変化と全建総連の組織的性格」『社会政策学会年報』30号，119-147頁
- 椎名恒（1991）「建設産業」牧野富夫編『日本的労資関係の変貌』大月書店
- 全国建設業協会編（1968）『創立20周年記念 全国建設業協会沿革史』
- 全国木造建設事業協会（2022）「全木協の木造応急仮設住宅の建設対応について」説明資料
- 創樹社（2022）「人・モノ・カネを地域内で循環させる木造建築」『森とまちをつなぐ 木と建築 No.1』40-45頁，創樹社
- 高橋健二（2021）「東日本大震災・結成から10年全木協の活動を振り返る」『建設政策』196号，16-29頁
- 東京土建一般労働組合（2020a）「第2特集 防災・減災で奮闘する建設労働組合」『建設労働のひろば』113号，35-43頁
- 東京土建一般労働組合（2020b）「第2特集 労働者供給事業の現状と課題」『建設労働のひろば』116号，38-44頁
- 徳本茂（2012）「協議会および，全木協の準備・設立，災害協定の締結——意義と今後の課題と展望」『建設政策』144号，30-33頁
- 徳森岳男・小林正和（2020）「速報令和2年7月豪雨 熊本県における応急仮設木造住宅建設 被災から1週間で着手，より高い住環境を実現」『建設政策』193号，2-5頁
- 野本勝（2012）「労働者供給事業で建設現場に労働協約を」『建設政策』144号，38-39頁
- 本田一成（2020）「建設産業における労働者供給事業の現状と課題」『建設政策』191号，2-7頁
- 本田一成（2021）「『正社員主義』からの自由——労組「ローキョー」とは」『いま社会政策に何ができるか ②——どうする日本の労働政策』ミネルヴァ書房
- 道又健治郎・木村保茂（1971）「建設業の構造変化にともなう建設職人層の賃労働者化と労働組合運動——親方制的雇用構造の解体過程の進行と養成訓練の変容に関する実証的研究」北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 研究報告9
- 山根清宏（2012）「労働組合による労働者供給事業と建設産業における可能性」『建設政策』144号，34-37頁